



答申書

令和4年2月9日

岩見沢市特別職報酬等審議会

令和4年2月9日

岩見沢市長 松野 哲 様

岩見沢市特別職報酬等審議会
会長 飯田 枢



特別職報酬等の額の改定について（答申）

令和3年12月24日付け岩職第389号により当審議会に諮問がありました、岩見沢市議会議員の報酬の額及び市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 改定額

(1) 市議会議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額は、現行額に据え置くことが適当である。

(現行額)

議長	470,000 円
副議長	415,000 円
議員	384,000 円
市長	964,000 円
副市長	755,000 円

(2) 常勤の監査委員、教育長の給料月額は、次の額が適当である。

ア 常勤の監査委員 590,000 円 (現行額 560,000 円)
イ 教育長 650,000 円 (現行額 600,000 円)

2. 改定期限 改定は、令和4年4月1日とすることが適当である。

3. 答申内容の説明 別紙のとおり

答申内容の説明

1. 審議の経過

当審議会は、先に諮問のありました市議会議員の報酬月額、市長、副市長の給料月額及び今回から追加された教育長、常勤監査委員の給料月額について、社会経済情勢や当市の財政状況などを踏まえ、過去の改定状況や一般職員の給与改定状況、道内他都市との均衡等も総合的に勘案しつつ、3回にわたり客観的かつ公正な見地に立って慎重に審議を重ねてまいりました。

2. 改定の理由

(1) 市議会議員の報酬

市議会議員は、市民の代表者として市の行財政運営や事業の実施が適正かつ効率的に行われているかどうか監視する役割を担い、その職責は重大であり、その活動に専念できる相当の報酬額が支払われるべきである。

また、令和元年度には、議会改革推進特別委員会を設置、その翌年度には、議会改革推進の中心的議論を担う、議会改革委員会を設置し、数次に渡る議論を進め、市民に開かれた議会改革の取組みの更なる深化に努めているところである。

議員報酬は平成10年度から据え置かれている状況ではあるが、現在の道内他都市と比較しても妥当な水準であること、3年前に設置された前回審議会以降においても、一般職の給与水準はほぼ据え置かれている状況であることなどを総合的に判断した結果、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

(2) 市長、副市長の給料

現在は、人口減少、超高齢化社会の到来により、労働力人口の減少が進み、市民ニーズは複雑化、多様化する中、新型コロナウイルス感染症により、市民の生活や価値観に大きな変化がもたらされ、その対応には、迅速かつ積極的・戦略的な政策の立案・実施が求められ、市政を牽引する市長や市長を補佐する副市長の職責は極めて重要性を増している。

市長、副市長の給料は、前回の審議会において、条例本則に定める額への改定について答申し、実施されたところである。

改定の実施から3年が経過し、給料水準について検討をした結果、経済情勢については、コロナ禍の影響を受け、厳しい状況から一部持ち直しともいえる状況もあるものの、依然として先行きは極めて不透明であり、財政状況から見ても、新庁舎の建設等の大型事業を実施していること、一般職の給与水準はほぼ据え置かれていること、道内他都市との均衡も図られていることなどを総合的に判断した結果、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

(3) 常勤の監査委員、教育長の給料

教育長及び常勤の監査委員については、前回の審議会において、審議会における審議事項とすべきとの附帯意見により、条例改正がなされ、今回の審議会から審議の対象となったところである。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済や雇用などにおいて、厳しい側面もあるが、初の審議となることから、その職務・職責に応じ、かつ、市民感覚からかけ離れることのないよう適正な給料額を定めることができるよう審議を行ったところである。

初めに、常勤の監査委員は、市の財務に関する事務の執行や工事等について、法令に適合し、正確性が確保されているか検証するほか、経済性、効率性等の視点からも検討する定期監査や現金の出納事務が適正に行われているか検証するなど市の事務の執行等が予算や法令等に基づいて適正に行われているか留意しながら、公正で効率的な行政運営が確保されるよう監査を実施し、市政に対する市民の信頼を確保していく大変重い職責を担い、市政が多様化・高度化・複雑化していく中で、行政に対する高い知識や判断力が求められるものである。

次に、教育長は、国の教育委員会制度改革により、教育行政の第一義的な責任者として明確化され、その身分も一般職から特別職へと変更されたところである。その際に、給料については従前の水準と同様の額が確保されるよう定められたものである。

これまで経験したことの無いコロナ禍において、児童・生徒の安全を確保し、教育活動を継続することができるよう対策を講じながら、少子化の進行とＩＣＴ化の進展に対応して、地域に開かれた学校運営の実現や小中一貫教育や高校の適正配置等の教育における諸課題の解決に向け取り組むなど、その職務・職責の重大さは増している。

今回の審議に当たっては、その職務内容の重要性、職責の重大さを念頭に置き、人口規模や学校数、児童生徒数等について、道内他都市や空知管内の現状との均衡が図られていないこと、一般職の給与水準が上昇傾向のある際にも、据置きとなっていることなどを総合的に判断した結果、常勤の監査委員は、現行の給料額よりも30,000円増額し、590,000円に、教育長は、現行の給料額よりも50,000円増額し、650,000円に改定することが適当であるとの結論に至ったものである。

3. 改定の時期

当審議会の意義及び審議の経過を踏まえて、改定は令和4年4月1日が適当と考えます。